主 文 本件控訴はいづれもこれを棄却する。

弁護人村田光雄主張の控訴趣意は末尾に添付した別紙控訴趣意書と題する書面記載のとおりで、これに対する当裁判所の判断は次のとおりである。

第三点について 所論に鑑み、訴訟記録及び原裁判所において取り調べた証拠を 精査し本件犯行の罪質犯情を検討するに原判決の量刑にはなんら不当の点は認めら れない。論旨は理由がない。

よつて、刑事訴訟法第三百九十六条に従い、主文のとおり判決する。 (裁判長判事 平井林 判事 久利馨 判事 藤間忠顕)